

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした離職年月日を○年○月○日とする雇用保険被保険者資格喪失確認処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 A所在のB会社（以下「利害関係者」という。）は、請求人に係る雇用保険の資格取得年月日を○年○月○日付けとする雇用保険被保険者資格取得届を安定所長に提出した。安定所長は、同日、請求人に係る雇用保険被保険者資格の取得を確認した。
- 2 利害関係者と請求人は、以後ほぼ期間○か月で労働契約を更新し、○年○月○日、労働契約の期間（以下「契約期間」という。）を同年から○月○日までとする旨の合意をした。
- 3 利害関係者は、契約期間が○年○月○日に変更されたとして、○年○月○日、請求人に係る離職年月日を○年○月○日、契約期間満了を理由とする雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）及び雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を安定所長に提出した。  
安定所長は、○年○月○日、請求人に係る離職年月日とする雇用保険被保険者資格の喪失を確認し（以下「本件処分」という。）、雇用保険被保険者離職票（以下「利害関係者に係る離職票」という。）を交付した。
- 4 請求人は、その後、他社に再就職したが、○年○月○日付けで離職した。
- 5 請求人は、○年○月○日、住所を管轄する公共職業安定所に出頭し、利害関係者に係る離職票及び他社に係る「被保険者でなくなったことの確認請求書」の控えを提出して、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）に対し、受給資格の決定を求め、同日、安定所長は、請求人の受給資格の確認をした。

6 請求人は、○年○月○日、賃金日額の算定について、算定の対象となる賃金月が○年○月から遡る同年○月までのところ、利害関係者に係る離職年月日が同年○月○日であれば、これが同年○月から遡る同年○月までとなるため、賃金日額が変更になることを理由に、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 利害関係者

(略)

#### 3 原処分庁

(略)

### 第4 争点

安定所長が、○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 利害関係者は、離職日（契約終了日）について、○年○月○日の面談で同月○日へと変更する旨の合意がされたと主張し、請求人はこれを否定するので、以下検討する。

ア 面談内容記録写しには、面談において、○名の担当者が、請求人に対し、○年○月は○○を挟むので最終就業日が同月○日であることから、退職日を同日で手続を進める旨を確認し、問題ないという回答を得た旨の記載がある。

イ 請求人は、面談において、一方的に、「保険の件でございますが、契約期間が○月○日のため、保険の方も○月○日までとなります。」と言われ、契約は同月○日までであるのに、○人の面談担当者は当然のように言うから、間違

ったことを言うものとして承諾の意思表示をしなかった旨述べ、面談内容記録写しは、事実でないことが記載されていると主張する。

ウ しかし、一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 請求人は、利害関係者(人事総務部人事課)から、○年○月○日付けの「社会保険喪失手続のご案内」(以下「ご案内」という。)を受け取り、ご案内には、社会保険喪失に関する手続が説明されていた。

(イ) 請求人は、○年○月○日、ご案内に記載された指示に基づき、同封されていた「雇用保険喪失に関する回答書」(以下「回答書」という。)の「①上記加入期間(回答書には、「雇用保険加入日○年○月○日、雇用保険喪失日○年○月○日」と記載されていた。)の雇用保険喪失手続に関して」欄における「1 離職票を希望する」にチェックするとともに、「②最後のご契約の終了」欄について「1 契約期間満了」にチェックを入れ、署名捺印して利害関係者に返送した。

(ウ) 利害関係者は、○年○月○日、請求人から回答書を受け取ったが、回答書には雇用保険喪失日の記載が異なることについての記載はなく、また、雇用保険喪失日の記載について請求人からの連絡もなかったことから、同日、回答書に基づき、離職日を○年○月○日とする離職証明書を作成した。

(エ) なお、ご案内には、「健康保険証は契約終了日○年○月○日までご使用になれます。」との記載もあったが、このことについての請求人から利害関係者に対して異議等はなかった。

エ そうすると、契約期間満了日は、社会保険喪失手続において重要な事項であり、上記のとおり、請求人が、○年○月○日を契約期間満了日として回答書に署名押印の上、利害関係者に返送していることや健康保険についても同日を満了日として手続が進められたことを考慮すると、面談内容記録写しの記載内容は信用できるものというべきである。

オ 以上によれば、請求人と利害関係者との間で、○年○月○日の面談において、契約期間満了日を同月○日から同月○日へと変更することが合意されたものと認められるから、請求人の主張は採用することができない。

(2) したがって、当審査会としても、請求人の離職日は○年○月○日であると判断するものであり、これと同旨の本件処分は妥当である。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。